

【報告事項】

		資料頁
1. 令和7年度部の運営方針の一部修正について	企画総務部 (企画政策課)	P. 2
2. 令和7年国勢調査実施に伴う、実施本部設置について	企画総務部 (行政管理課)	P. 28
3. 我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について (専決処分の報告)	財政部 (課税課)	P. 37
4. 我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について(専決処分の報告)	財政部 (課税課)	P. 49
5. 庁用自動車管理規則の一部改正について	財政部 (資産管理課)	P. 53
6. 我孫子市第7次健康福祉総合計画の策定について	健康福祉部 (社会福祉課)	リンク(市ホームページ)
7. 第3次心も身体も健康プランの策定について	健康福祉部 (健康づくり支援課)	リンク(市ホームページ)
8. 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(専決処分の報告)	健康福祉部 (国保年金課)	P. 55
9. 第五次我孫子市こども総合計画策定について	子ども部 (子ども支援課)	リンク(市ホームページ)
10. 我孫子市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の制定について	子ども部 (子ども相談課)	P. 58
11. 令和7年度の放射能対策について	環境経済部 (生活衛生課)	P. 70
12. 我孫子市木造住宅耐震改修等助成金交付等実施要綱の一部改正について	都市部 (建築住宅課)	P. 75

部 局 名	企画総務部
部 局 長 名	高見澤 隆
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・第四次総合計画第2期実施計画に位置づけた事業を適切に進行管理するとともに、計画策定当初に想定されていなかった事案についても、市民サービスへの影響等を勘案しながら都度適切に対応し、総合的かつ効果的な行政経営を行います。さらに、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づける施策や事業を着実に進め人口減少対策に取り組みます。・歳入の確保策としてふるさと納税寄附金をより多く募るため、ポータルサイトを効果的に活用するとともに、広報及びシティプロモーションと連動させ情報の発信を強化します。あわせて、寄附受入額の増加に繋がるよう市内事業者と共に魅力ある返礼品の企画・発掘を進めます。・行政評価制度を活用し、事業の適切な進行管理を行うとともに、行政改革の取り組みとも連動しながら事業の改善に引き続き努めます。・湖北台地区公共施設の第2期整備について、令和8年度以降の跡地の活用などに向けた検討を進めます。・新たな文化交流拠点施設については、関係課と情報共有しながら、施設のあり方について引き続き検討していきます。・成田線の増発や常磐線特別快速列車の我孫子駅への停車など、鉄道の利便性の向上に取り組みます。また、成田線の活性化に向けた取り組みについては、沿線自治体6市町とJR東日本と連携しながら進めていきます。・市民サービスの向上や効率的・効果的な行財政運営を図るため、近隣市町等と連携しながら、公共施設の相互利用など広域行政を一層推進します。また、手賀沼・手賀川を活かして交流人口の拡大を図る取り組みを、引き続き進めていきます。・連携協定を結んでいる大学や企業と連携し、相互連携の取り組みを充実していきます。・平和事業を市民の協力と参加のもとに戦後80周年の節目の年として平和事業を拡大実施し、平和の大切さについて市民とともに考えます。・国際交流・多文化共生を推進するため、引き続き、国際交流協会（A I R A）と連携し、市民と在住外国人が互いに理解・交流を深める機会を提供するとともに、在住外国人が安心して生活できるよう支援していきます。・行政施策の情報を広報あびこやホームページだけでなく、新聞、テレビ、ラジオ、SNS、アプリ等のさまざまな媒体を積極的に活用し、迅速かつ的確に提供していきます。・市民ニーズを市政への手紙やメール、eモニター、市政ふれあい懇談会などを通じて把握し、関係部局等との調整を図りながら市政に反映していきます。・若い世代の移住・定住化の促進や交流人口の増加を図るため、あびこの魅力を広く市内外に効果的に発信します。・令和7年7月1日に迎える市制施行55周年を多くの市民とともに祝うため、記念式典で市政功労者表彰を行うほか、様々な記念事業を実

施します。

- ・情報公開制度に対応する文書管理として、ファイリングシステムにおける維持管理を徹底し、行政情報資料室等において市政に関する情報を適切に公開します。
- ・多様な採用方法や募集方法を検討し、優れた人材の確保に努めるとともに、職員研修の実施、人事評価や多面評価の活用、職員派遣や人事交流を進めることにより、人材育成を図ります。さらに社会情勢や行政課題に的確に対応できるよう、継続して組織体制を見直し、柔軟で機能的な組織としていきます。
- ・働き方改革を推進し、柔軟な働き方に対応する多様な勤務体制を検討するとともに、在宅勤務などテレワークの継続・活用を図ります。
- ・事務処理誤りの発生を防止するため、作成した対応策（リスク評価及びリスク対応策）を継続するとともに、対応策に対する評価を行い、職員一人ひとりのリスクマネジメントの取り組みを推進していきます。
- ・行政や市民、NPO、企業などの多様な主体が、市民ニーズに適合した質の高いサービスを提供していけるよう、多様な手法を検討・活用し、事業の民営化や委託化を進めます。
- ・事業の必要性や実施主体のあり方などについて、市民の視点を取り入れ、根本から事務事業の見直しを行うとともに、市民サービスの利便性向上や業務効率化に取り組みます。
- ・行政手続きのオンライン化やキャッシュレス化を推進するとともに、行政事務の効率化をこれまで以上に図るため、生成AIの活用促進に努めます。また、マイナンバーカードの活用拡大に取り組みます。
- ・住民記録や税業務等の基幹システムを、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ今年度末までに移行します。
- ・DXを推進するため、全庁的なDXに対する基礎的な共通理解の形成、実践意識の醸成を図り、人材育成に努めます。

令和7年度 部の運営方針管理書

部 局 名	財政部
部 局 長 名	中光 啓子
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・ 厳しい財政状況が続く中、持続可能な財政運営を図るため、中期財政計画を指針として、限られた財源を効率的・効果的に活用しながら、計画的な予算の編成と執行を進めます。・ 予算編成では、経常的予算において多額の収支不足が見込まれるため、歳入に見合った歳出が基本であるとの認識のもと、持続可能な財政運営に向けて一層の財源確保と、経常的経費の抜本的な見直しに取り組みます。・ 予算編成状況や決算状況、財務書類、財政白書、健全化判断比率等の公表など、市の財政状況を広報やホームページなどを通じて市民にわかりやすくお知らせします。・ 市の歳入の根幹をなす市税の確保に向け、税目ごとに的確な賦課・徴収を行い、自主財源の確保に努めます。市税の徴収では、滞納整理等の強化に向けた取り組みを進めます。また、個人市民税の特別徴収の推進に引き続き取り組むとともに、納付方法の拡充やその周知を図り徴収率の向上に努めます。市税以外の収入では、ふるさと納税寄附金をより多く募るため、複数のポータルサイトの利用やコンサルティングを活用するとともに、寄附受入額の増加に繋がるよう魅力ある返礼品の企画・発掘を進めます。また、市民による他自治体へのふるさと納税額の増加に伴い、市税の減収額が拡大していることから、広報やホームページを通じて、減収の状況について広くお知らせしていきます。・ 財政調整基金の活用について長期的な視点も含めて検討し、持続可能な財政運営を目指します。・ 各種税証明書の発行手数料等のキャッシュレス決済への対応について、引き続き周知していきます。・ ファシリティマネジメントを推進するため、公共施設等総合管理計画及び各所管部局において策定した個別施設計画を踏まえ、その基本方針に沿って施設の適正な管理を推進します。・ 固定資産台帳の更新等により公有財産情報を管理し、公有財産の有効活用と適正な管理を推進します。・ 契約制度を適切に運用し、さらに契約の適正化を図ります。

部 局 名	市民生活部
部 局 長 名	海老原 郁夫
部の運営方針	<p>○激甚化する自然災害や新たな感染症など、市民の生命、身体及び財産に危険が及ぶ非常事態に迅速に対応できるよう、国・県・関係機関からの情報収集及び適切な情報伝達に努めるとともに、防災体制の整備と危機管理体制の強化に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none">・防災訓練の実施や防災リーダーなどの人材育成を推進し、防災・減災情報の積極的な提供を行うことにより、市民の防災意識の向上を図り、自主防災組織の設置を自治会に働きかけます。また、防災力の向上を図るため、地域防災計画に基づく防災関連設備及び非常用備蓄品の計画的な整備に取り組みます。・安全な避難行動に向けた周知活動に取り組むとともに、自治会・自主防災組織を中心に自助・共助の体制強化と地域防災力の向上を図ります。・災害時における要配慮者に対する支援方策を整備していくとともに、支援体制の強化を図ります。 <p>○市民の防犯意識や地域防犯力の向上を図りながら、警察署等と連携し、誰もが安全で安心して暮らすことのできる犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。また、地域での防犯パトロール等自主的な防犯活動への支援を行います。</p> <p>○「空家等対策計画」に基づき、適切な管理が行われていない空家等の対策に取り組みます。</p> <p>○地域コミュニティ活性化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・地域活動の拠点となるコミュニティ施設の活用の充実を図るとともに、地域の様々な主体が連携する地域会議を通してコミュニティ活性化を推進します。・地域住民の相互の交流・親睦が図れるように、自治会やまちづくり協議会の取り組みを支援します。 <p>○市民公益活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・「市民公益活動支援指針」に基づく推進施策に取り組み、市民が主体的に取り組む市民公益活動を支援します。・市民活動推進基金を通して、市民活動の活性化と市民活動のための寄付文化の醸成に取り組みます。 <p>○男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・第3次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを進めます。 <p>○総合窓口では「歩かせない・待たせない・迷わせない」を目標に、来庁者へのサービス向上と個人情報保護の徹底を図り、戸籍簿及び住民基本台帳等を適正に維持管理します。</p> <p>○民間の接客スキルを活用し、質の高い窓口サービスを推進するため、我孫子行政サービスセンター窓口業務委託を開始します。</p>

委託化による、サービスの品質、市民満足度の向上等の成果を検証し、本庁市民課と国保窓口の一体化委託等も検討していきます。

○マイナンバーカードの普及促進のため、カードの利活用を周知し、休日開庁や出張申請サービス等を継続していきます。また、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を迎える市民が増えることから、更新手続きやマイナンバーと保険証の紐づけを行える端末を我孫子、天王台、湖北台、新木行政サービスセンターに設置し、市民サービスの向上に努めていきます。

令和7年度 部の運営方針管理書

部 局 名	健康福祉部
部 局 長 名	飯田 秀勝
部の運営方針	<p>○第四次総合計画の基本目標を推進するため「第7次健康福祉総合計画（令和7年度から令和11年度）」及び各部門の計画に基づき、施策や事業に取り組むとともに、すべての市民を対象に重層的な支援体制による包括的な支援を実施し、複合化した課題の解決を目指します。</p> <p>○地域福祉施策は、共に支え合い共に生きるまちづくりを社会福祉協議会等との連携により推進し、「地域共生社会」の実現を目指します。また、成年後見制度の利用促進のため権利擁護体制の整備や自殺対策、孤立死対策などに取り組みます。</p> <p>○生活困窮者施策は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者への相談支援を実施するとともに、就労支援事業を強化し自立に向けた支援に取り組みます。</p> <p>○障害者施策は、障害者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活ができるように、「第4期障害者プラン（障害者計画・障害福祉計画）」に基づく事業を推進します。特に、障害者就労支援の関係機関と連携し、訓練の充実と雇用の促進を図ります。また、NPO法人や社会福祉法人等の関係機関と連携し、地域生活支援拠点等事業や相談支援体制、障害福祉サービス等の充実を図り、障害者の包括的な支援に取り組みます。</p> <p>○健康・医療施策は、健康寿命の延伸を目指し、「第3次心も身体も健康プラン（令和7年度から令和18年度）」に基づく「健康づくり・食育・歯と口腔の健康」に関する各種事業を推進します。特に、病気の原因となる危険因子の一次予防を重要な取り組みとして位置付け、「自ら取り組む、みんなで続ける健康づくり」を基本理念とし、市民一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めます。また、母子保健にかかる様々な取り組みを推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に取り組みます。さらに、関係機関と連携しながら、小児救急や健（検）診など地域医療体制の充実を図るとともに、感染症対策に取り組みます。</p> <p>○高齢者施策は、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画」に基づく事業を推進します。また、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活ができるよう、在宅医療と介護の連携、認知症対策、健康寿命延伸施策を推進し、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケア体制の充実を図ります。さらに、地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組を推進します。</p> <p>○国民健康保険事業は、被保険者が必要な医療を安心して受けられるように健全運営を目指し、保険税収納率の向上に取り組むとともに医療費の適正化に努めます。特に、「第3期国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」に基づいた保健事業を推進し、被保険者の健康増進に努めます。また、国民健康保険の広域化については、引き続き、保険者である県と連携し円滑な運用を図ります。</p> <p>○国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料、介護保険料の多様な納付方法について周知し、利便性の向上を図ります。また、健康保険証廃止に伴う保険証利用登録がされたマイナンバーカードを基本とする仕組みの周知について引き続き、取り組みます。</p>

令和7年度 部の運営方針管理書

部 局 名	子ども部
部 局 長 名	星 範之
部の運営方針	<p>○我孫子市第四次総合計画基本構想の基本目標3「子どもと子育てにあたたかいまちづくり」に基づき、若い世代が我孫子を選び、移り住んでもらえるよう、また、これからもずっと住み続けてもらえるよう子育て・子育て支援施策を総合的に推進します。さらに、子ども・子育て支援事業計画を兼ねた「第五次我孫子市こども総合計画」の進行管理を行い、乳幼児期の保育と教育や地域の子ども子育て支援策の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none">・少子化対策として、妊娠・出産・子育て・子育てへの切れ目ない支援を推進していきます。・子育て支援拠点施設を核とし、妊娠期からを視野に入れ、孤立せず安心して生き生きと子育てができる環境づくりに努めます。また、保育園内に設置された子育て支援拠点施設と地域との連携をさらに密にすることで、地域の子育て力の向上を図り、多様な子育て支援事業を展開します。・「第四次我孫子市保育園等整備計画」に基づき、保育園や認定こども園・幼稚園等の認可定員や利用定員の管理に努め、待機児童ゼロを堅持し続ける体制づくりに取り組みます。・「我孫子市保育園等長寿命化計画」に基づき、公立保育園の安全及び衛生の確保をはじめとした維持管理を図ります。・市内の保育園や認定こども園・幼稚園等と連携し、子育てと就労の両立支援策の充実を図るとともに、乳幼児期に質の高い保育・教育等の提供が受けられるよう指導・調整に努めます。さらに、育ちと学びの接続を重視し、幼児期教育と小学校教育との連携を推進します。・「第五次我孫子市こども総合計画」に基づき、学童保育室とあびっ子クラブ、それぞれの事業の目的に沿って、子ども達の放課後が充実するよう施設の環境整備や質の向上に努めます。・「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の連携からより一歩前進させるため、令和8年度の「こども家庭センター」設置に向け、準備を進めます。こども家庭センターでは、育児や家庭環境など子どもと家庭に関する相談やサポートプランの作成、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、支援を要する妊産婦等にも積極的に働きかけ指導・助言を行います。また、オレンジリボン運動の推進など児童虐待防止の啓発活動に取り組んでいきます。・「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の連携からより一歩前進させるため、令和8年度未までに「こども家庭センター」の設置を目指し、人員体制を整備します。・いじめ問題に対しては、教育委員会と連携し「いじめ問題防止対策連絡協議会」を開催し、関係機関相互の連携強化を図り、いじめ防止等の対策を推進します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・子育てを応援するため、子ども医療費助成をはじめ子育て世帯に対する経済的な負担軽減を、引き続き推進します。・「第3期我孫子市子ども発達支援計画」に基づき、発達支援、家族支援、地域支援の充実と機能強化を図り、発達に支援が必要な子どもの乳幼児期からの一貫した支援体制作りを推進していきます。そのため「療育・教育システム連絡会」において、関係機関との連携を深め、早期発見からライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を進めます。・発達に支援が必要な子どもが早期に適切な療育支援を受けられるよう、公平、適切、迅速に児童通所支援の利用決定を行うとともに、そのための相談支援体制の充実を図ります。・子どもたちの生きる力を育むため、子どもの自然体験・生活体験事業の実施や青少年育成団体の活動を支援します。 |
|---|

令和7年度 部の運営方針管理書

部 局 名	環境経済部
部 局 長 名	大井 一郎
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・手賀沼の美しい環境の再生を目指し、千葉県や関係機関・団体と連携し、手賀沼の水質浄化や啓発に取り組みます。・手賀沼親水広場・水の館の運営では、手賀沼の水環境保全の関心を高める展示を行うとともに、環境保全型農業や地産地消等の農業拠点としての機能を含め、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与する施設としての活用を図ります。また、施設の長寿命化を図るため適切な管理を行います。・ジャパンバードフェスティバルは令和7年度に25周年を迎えることから、例年の実施事業に加え、記念事業の企画にも取り組みます。・第二次環境基本計画に基づき、市民、事業者、市が連携した環境保全の取り組み、地球温暖化対策の事業を推進します。・「あびこエコ・プロジェクト5」に基づき、市の事務事業が環境へ与える負荷の低減を図り、温室効果ガスの削減を進めます。なお令和7年度は、同計画の最終年度であるため、取り組み結果のとりまとめと評価を行うとともに、次期計画である「あびこエコ・プロジェクト6」の策定を進めます。・谷津ミュージアム事業では、活動に参加している市民ボランティアの高齢化などの課題を踏まえ、これまでの取り組みを検証したうえで、今後の取り組み目標や実施体制の再考を進めます。・狂犬病予防の事務や愛護動物の適正な飼育に関する取り組みを進めていきます。・「一般廃棄物処理計画」「我孫子市循環型社会形成推進地域計画」等に基づいた施策を展開し、ごみの減量化と再資源化を図ります。・新廃棄物処理施設の売電収入の適正管理と運営事業者のモニタリングを行うとともに、放射性物質を含む焼却灰等の適正処理に努めます。・リサイクルセンターの整備事業者を選定するための準備を進めるとともに、令和9年度まで実施する土壤汚染対策工事を含む旧クリーンセンター解体工事に着手します。・大気汚染、土壌・地下水汚染、騒音、振動等の公害対策に取り組み、市民の快適な生活環境を守ります。・市民の不安を解消するため、全庁的な放射能対策の取りまとめを行います。・「農業振興基本条例」に基づき、農業の持続的な発展を図るため生産基盤強化及び生産性の向上を図り、安定した農業経営と持続可能な農業を目指します。・農業生産と農業経営に係る基盤整備を進め、経営として成り立つ農業の土台づくりを進めます。・認定農業者を増やすとともに新規就農者を含めた農業の多様な担い手を育成・支援します。・消費者、商工業者及び農業者の相互理解と交流を促進し、地産地消の事業を推進します。・「あびこエコ農業推進基本計画」に基づき、環境保全型農業の普及・促進を行います。

- ・手賀沼沿い農地の保全活用のための施策を展開します。
- ・病害虫被害防止対策及び有害鳥獣被害防止対策、外来生物対策の推進を総合的に取り組みます。
- ・各地区の農地の集積・集約を推進するため、地域計画の見直しを行います。
- ・「商業観光まちづくり大綱」に基づき、事業集に挙げた事業に取り組み、持続的な商業観光振興を図ります。
- ・商工会と連携し、商店会や事業者などへの支援を行うとともに、活性化に向けた取り組みなどを進めます。
- ・農産物直売所アンテナショップ跡地をはじめ、観光資源である手賀沼を活用し、観光の振興や交流人口の拡大を図ります。
- ・安全・安心で豊かな消費生活を送れるよう、消費生活相談などを実施し、消費者の支援を行います。
- ・柴崎地区産業用地整備事業について、共同企業体から測量設計等を引き継ぎ、新たな整備手法の検討を進めます。
- ・下ケ戸地区の産業用地整備については、産業用地創出における課題、有用性を整理し、国や県との協議にむけた準備を進めていきます。
- ・我孫子市創業支援等事業計画に基づき、NPO法人や我孫子市商工会などと連携し、起業創業の支援を行います。
- ・民間活力により公園坂通りの賑わいの創出を図るとともに、地域経済の活性化につなげます。
- ・既存企業の活性化に向けて融資制度等により支援を行うとともに、市民の就労に向けた支援を進めます。

部 局 名	建設部
部 局 長 名	海老原 正
部の運営方針	<p>●第四次総合計画の基本目標「誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり（安全・安心）」では浸水対策の推進、交通安全の推進、「快適で住み続けたいまちづくり（都市基盤・公共交通）」では公共交通の利便性向上、安全で快適な道路の整備、下水道の整備と普及を進めていきます。令和7年度は次の事業に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none">・安全で快適に通行できる道路を維持するため、市が管理する道路施設を点検し、道路排水施設や街路樹、街路灯の適切な維持管理を行うとともに、船戸跨線人道橋などの橋梁や舗装の修繕を進めます。・道路の安全性や快適性の向上のため、土谷津地区の道路整備改良事業の用地取得や公園坂通りの整備に向けた検討を行います。また、歩道のバリアフリー化を行います。・円滑で快適な移動ができる道路ネットワークの充実を図るため、幹線道路の整備では、下ヶ戸・中里線外1線の残り区間の整備に向けて、関係機関との協議を引き続き行いながら、用地取得に取り組みます。・通学路の安全対策を図るため、布佐小学校入口交差点や、並木小学校通学路（市道00-009号線）などの道路整備を進めます。・安全で快適な自転車利用環境を創出するため、自転車ネットワーク計画を含めた自転車活用推進計画を策定します。・警察署・交通安全協会などと連携して交通安全教室や普及啓発活動を推進することで、交通安全意識の向上を図り、交通安全対策に取り組みます。・あびバスが地域に根付いた公共交通となるよう取り組みを進めます。・布佐ルート実証運行バスの本格運行に向けた検討を進めると共に、地域公共交通協議会と調整を図りながら、計画に基づき地域交通の活性化や維持確保を目指します。・老朽化が進む市管理の駅施設については、長寿命化個別施設計画に基づき、適切な維持管理を行っていきます。・公共下水道事業は、地方公営企業として計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に、よりの確に取り組むため、現行の経営戦略を見直すとともに適正な使用料水準の検討を行います。・下水道ストックマネジメント事業は、ストックマネジメント計画（第I期）に基づき、下水道施設の修繕・改築を行うとともに、第II期計画（令和8年度～令和12年度）を策定します。・下水道官民連携事業は、老朽化する下水道施設の維持管理・更新を的確に実施するとともに、さらなる事業の効率化を図り、持続可能な下水道事業運営を確保するため、新たな官民連携方式である「ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式）」の導入に向けた検討を行います。

- ・下水道の整備は、久寺家1・2丁目地区我孫子第6－1号幹線の整備を進めるほか、引き続き、湖北駅北口地区及び下ヶ戸西側地区の整備を進め、下水道の普及に努めます。
- ・下水道総合地震対策事業は、第IV期計画（令和6年度～令和10年度）に基づき、マンホールトイレの設置や重要管路のマンホール浮上防止工事耐震工事等を行います。
- ・水害に強いまちづくりの一環として、床上浸水が発生してきた地区の整備を重点的に進めます。布佐排水区、柴崎排水区では、引き続き雨水幹線を整備するほか、我孫子4丁目地区の浸水対策を検討し、浸水被害の軽減を図ります。また、我孫子4丁目地区では、浸水対策について更なる検討を行うとともに、市内の各地区では、地域特性や水害の発生状況に応じて、応急的な水害対策工事を行います。
- ・災害を未然に防止するため、金谷排水機場の耐用年数が経過したポンプなどの設備を修繕・更新し、施設の機能確保を図ります。
- ・既設のポンプ施設や排水施設等が確実に機能するよう定期点検を行うとともに、計画的に改修するなど適切な維持管理に努めます。

部 局 名	都市部
部 局 長 名	中場 聡
部の運営方針	<p>●第四次総合計画の基本構想に示す基本目標を実現するため関連施策に取り組むとともに、これに即して定めた都市計画マスタープランに示す将来都市構想の実現に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none">・千葉県が定期に見直す都市計画区域マスタープランについて、関係部局や千葉県と調整を図ります。・持続可能な都市づくりに向け工業や商業系土地利用の誘導を図るため、施策と連携した都市計画手法について関係部局と調整していきます。・手賀沼沿い斜面林や古利根沼周辺の保全に努めるとともに、市民の森などの緑地を、市民の憩いの場として保全していきます。・誰もが安全・安心に使いやすい、快適な公園を目指し、経年劣化により老朽化した遊具の更新など、適切な維持、管理を行い、公園の利用促進及び魅力の向上に努めます。・誰もが暮らしやすい良好な住環境を保全、形成していくため、住まいに係る支援や情報提供の充実、空き家バンクの活用促進を図ります。 <p>●都市部所管の分野別計画の目標を達成するため、計画的に事業を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・まちの住居や都市機能をコンパクトに維持し、安心して快適な生活環境を効率的に形成していくための計画づくりに取り組みます。・緑豊かな都市空間を創出するため、市街地における緑化を推進します。・開発行為に関する条例等の適切な運用を行い、秩序ある良好な土地利用を誘導します。土地利用に係る基準については、市の方針に沿った適切な誘導が出来るよう、必要な見直しを行っていきます。・特定行政庁として、総合的な建築行政を進めます。・公園の維持管理への市民の係わりを更に進め、市民がより身近で親しみやすい公園にしていきます。・千葉北西連絡道路の計画段階評価として、国と連携し地域への情報提供や意見把握に取り組むとともに、本市の交通状況等の課題の解消や、市の発展に寄与する計画となるよう、国や県と調整を図ります。・市営住宅の将来需要等を見据え、長寿命化を図るとともに、さらなる入居率の向上に努めます。・建築物や屋外広告物等の色彩等の規制・誘導や市民団体との協働による景観まちづくりの普及啓発により、市民や事業者とともに魅力ある景観づくりを進めます。また、それらの方針や基準等を定める計画や条例の必要な見直しを行っていきます。・地震による建築物の倒壊などの被害を未然に防止するため、建築物の耐震化を推進します。

部 局 名	会計課
部 局 長 名	会計管理者 関口 浩紀
部の運営方針	<p>○健全な行財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・健全な行財政運営を確保するため、財政部局と連携し、公金の安全で適正な管理運用と円滑な資金調達を図ります。・起債償還が集中する9月・3月、支払いが集中する年末・年度末には歳計現金の資金不足が予想されることから、基金からの繰替運用、地方債の借入時期等を財政当局と協議し、適正な資金管理に努めます。 <p>○適正な会計事務の執行</p> <ul style="list-style-type: none">・支出命令等の審査を厳正に行うとともに、出納、管理、決算調製にわたる会計事務を適正かつ迅速に行います。・社会情勢に対応した会計事務を推進するため、DXに対応した事務処理のあり方について、調査・研究を進めるとともに、公金の事務処理環境の変化に対応した業務を進めます。 <p>○公金の管理運用</p> <ul style="list-style-type: none">・公金の管理運用は、執行機関と協議し、我孫子市公金管理基準に基づき安全で効率的な管理・運用を図ります。

令和7年度 部の運営方針管理書

部 局 名	消防本部
部 局 長 名	宮崎 治
部の運営方針	<p>◎市民の生命、身体及び財産を火災や各種災害から守るとともに、災害の防止や被害の軽減に努めるため、次の取り組みを進めます。</p> <p>○地域の安全安心を確固たるものとするため、消防団、女性防火クラブ、幼年消防クラブ、自主防災組織やその他の外郭団体と連携し、更なる消防防災体制の強化に努めます。また、地震や豪雨等の突発的な自然災害や新たな感染症を含む各種災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、消防施設・装備等を計画的に整備し、消防・救急救助体制の充実・強化を図るためとともに、人員補強と人材育成に努めていきます。</p> <p>○令和3年2月から運用を開始している10市消防指令業務の共同運用では、広域的な消防・救急救助体制の強化を図り、市民生活の安全安心を確保するため、緊急通報の対応を迅速かつ的確に行います。</p> <p>○住宅火災による死傷者ゼロを目指し、住宅用火災警報器の設置率向上と適切な維持管理の促進や感震ブレーカーの普及啓発に努め、各種訓練やイベントを通じて防火・防災意識の高揚を図り、予防啓発を行います。</p> <p>○公表の対象となる重大な消防法令違反のある防火対象物を出さないため、人命危険や火災発生危険が高い防火対象物の立入検査を重点的に実施するとともに、消防法令遵守の徹底及び違反の是正指導を行い、市民の安全安心の確保に努めます。</p> <p>○複雑多様化するあらゆる災害に対し、積極的かつ果敢な業務遂行ができるよう専科教育と幹部教育を行い、経験と知識を十二分に活用できる教育研修体制の確立に努めます。また、消防職員の服務規律の確保を推進するため、職員の倫理教育を徹底し、組織の強化を図ります。</p> <p>○消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を一層推進していくため、地域防災の担い手である消防団員の確保と装備の充実を図るとともに、各種災害において安全確実に活動できるよう教育と訓練を行います。また、適正な規模で活力ある消防団体制を確保できるよう消防団組織の改正を進めていきます。</p> <p>○消防団器具置場については、地域の災害活動拠点として重要な役割を担うため、建築経過年数を踏まえ老朽化が進む施設から計画的に整備を進めていきます。</p> <p>○救急救命体制の充実・強化を図るため、感染症における感染防止策の徹底とメディカルコントロール体制を基本とした病院前救護の確立に取り組むとともに、救急救命士の育成、資器材等の整備を進めます。また、一般市民に対する救命講習会の開催とし、自動体外式除細動器（AED）の使用方法等の普及啓発を促進し、救命率の向上につなげますを図ります。さらに、重症患者の救急要請に的確に対応できるよう、救急安心電話相談やこども急病電話相談の活用など、救急車の適正利用に向けたPRに努めます。</p> <p>○災害時の活動拠点となる消防施設については、「我孫子市公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化した消防施設の修繕や感染対策及び機能強化を踏まえた改修を計画的に行い、消防力の強化に努めていきます。（仮称）湖北消防署整備事業については、庁舎等の工事を引き続</p>

	き実施し、令和8年度前半の開署に向け事業を進めていきます。
--	-------------------------------

部 局 名	水道局
部 局 長 名	古谷 靖
部の運営方針	<p>我孫子市水道事業ビジョンや我孫子市水道事業基本計画に掲げた、3つの基本目標及び6つの基本方針に基づき、令和7年度は次の取り組みを実施します。</p> <p>I. 安全</p> <p>1. 良質な水道の維持</p> <p>水源から蛇口に至るまでの総合的な水質管理を行うため、「我孫子市水道事業水安全計画」の活用や、「我孫子市水道局水質検査計画」に基づく水質検査を行います。また、自己水源（深井戸）の計画的な機能保全を図るため、「取水井維持活用方針」に基づき、2ヶ所の井戸について浚渫工事を行います。</p> <p>II. 強靱</p> <p>2. 施設強靱性の維持</p> <p>浄水場整備では、市内配水管の末端圧力を監視するため、令和6年度からの継続事業としている「圧力末端局更新工事」を完了させます。さらに、令和7年度から8年度までの継続事業として、「久寺家浄水場受変電設備更新工事」及び「湖北台浄水場高度浄水処理設備コントロールセンター盤他更新工事」を行います。水道管路整備では、経年配水管路及び基幹管路の耐震化を図るため、総延長約5 kmの布設替え工事を行い、激甚化・頻発化する災害や老朽化に伴う事故を防ぐ「強靱化」を進めます。</p> <p>3. 災害対応の強化</p> <p>災害時に対応するため、県内水道事業体間における各種情報伝達訓練に参画するほか、市の総合防災訓練において市民と連携した応急給水訓練を行います。また、災害や水質事故等に即応する危機管理体制強化のため、令和6年度、妻子原浄水場に設置したバルブ操作訓練施設で事故対応訓練を行うほか、災害時に必要な資機材の整備も進めます。</p> <p>III. 持続</p> <p>4. 事業継続性の確保</p> <p>水資源の適正運用では、北千葉広域水道企業団からの受水と自己水源（深井戸）の運用コストや災害時等の対応を踏まえた、取・受水管理を引き続き行います。業務効率化方策では、「浄水場設備運転及び維持管理業務等包括委託」及び「料金・給水・会計業務等包括委託」など官民連携の推進により、引き続きお客様サービス向上と業務効率化に努めます。また、職責に応じ必要な研修に積極的に参加することで職員の技術力向上を図るとともに、次世代の水道実務を担う人材の育成を図ります。職員一人一人自らが果たすべき職責、市民目線、水道事業を取り巻く状況を十分に理解し、自覚と責任をもって事務を遂行していきます。</p>

5. 財政健全性の確保

水需要や給水収益の減少に対応するため、業務の効率化を進めていきます。水道事業がインフラ整備や災害対応強化のために国土交通省に移管されたことも踏まえ、国庫補助対象事業の要件について、引き続き注視していきます。また、将来にわたり長期間使用する水道施設の整備に要する費用は、世代間で負担を平準化するために、引き続き企業債を活用します。さらに不足する財源については、水道料金の適正化について向けて、水道料金算定要領を基に運営審議会を開催して適正な料金体系の見直しを行い、市民の皆様にご理解を頂けるよう、丁寧な説明を行い、地域の安全と快適な生活を支える水道サービスの提供に努めてまいります。

6. 将来につなげる新施策の考察

SDGs（持続可能な開発目標）17の目標のうち、主に「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」をターゲットとして、安定的に水道水を供給できるよう災害時における応急給水体制の充実を図ります。なお、総合的な取り組みとして、電力や紙資源の低減策を継続し、SDGsに対応してまいります。また、有収率向上の新たな取り組みとして、人工衛星からの画像データを解析し、漏水可能性エリアを可視化するデジタル技術などを活用します。

部 局 名	議会事務局
部 局 長 名	佐野 哲也
部の運営方針	<p>○安定した議会運営の推進 執行機関との綿密な調整を行い、安定した議会運営に努めます。</p> <p>○活発な議会審議の推進 議会基本条例に沿った議会運営をサポートするとともに、本会議・委員会審議の充実のための情報収集、情報提供を積極的に行います。 また、議会ペーパーレスシステムの導入に伴い、タブレットを導入し、ペーパーレス化などに取り組むとともに、議会DXによる効率かつ円滑な議会運営を推進していきます。</p> <p>○身近な議会の実現 読みやすくわかりやすい議会だよりの発行及びインターネット中継など、ホームページを活用した議会情報の発信を積極的に行います。 また、議会報告会などオンライン会議での開催について研究していきます。</p> <p>○広域な議会連携活動の強化 全国・関東・千葉県市議会議長会に参加して、広域的な情報交換を行うとともに、議会活動の連携強化に努めます。</p>

部 局 名	監査委員事務局
部 局 長 名	津川 雄飛
部の運営方針	<p>【効果的な監査等の推進】</p> <p>○市の行財政運営の健全性と透明性を確保し、もって住民福祉の増進と市政に対する信頼確保を図るため、法令や我孫子市監査基準等に基づき、常に独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、合规性及び正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点を踏まえ、リスクに着目した監査を行います。さらに、監査結果や監査委員の意見を公表します。</p> <p>○定期監査では、公正で合理的かつ効率的な行財政運営が図られるよう、重点監査事項を設けながら、予算の執行や契約事務の適正化、組織運営の合理化、財源の有効活用などの状況について監査を行います。なお、監査結果における指摘・指導事項等から対象事務の改善を求め、事務処理誤りが発生しない執行部組織の体制づくりに寄与するよう、より実効性のある監査を行います。</p> <p>○決算審査では、予算の執行や事業経営が適正かつ効率的に行なわれているか、また、決算書等の関係書類が正確に作成されているかなどの状況について審査を行います。併せて市の財政運営や公営企業経営の健全性を判断するため、健全化判断比率と水道事業会計・下水道事業会計の資金不足比率の審査を行います。</p> <p>○財政援助団体等の監査では、公の施設の管理者（指定管理者）や市の出資団体等に対し、財務事務等が適正かつ効率的に執行されているかなど状況について監査を行います。</p> <p>○現金出納検査では、市の一般会計及び特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計に係る現金の出納及び保管事務について、毎月、適正に執行及び管理されているかなどの状況について検査します。</p> <p>【事務改善の支援】</p> <p>○監査結果における指摘・指導事項等については、的確に対象事務が改善されるよう継続的なフォローアップを行います。なお、必要に応じて、職員研修の実施や事務処理ルールの見直しなどについて提言し、さらなる内部統制の充実・強化に取り組んでいきます。</p> <p>【組織体制の充実】</p> <p>○監査委員の事務を補助する事務局職員については、より適切で実効性のある監査が実施できるよう、研修会への積極的な参加や他自治体との情報連携を図りながら職員の専門性の向上や機能的な監査組織の構築に向け、組織体制の充実・強化に取り組んでいきます。</p>

部 局 名	選挙管理委員会事務局
部 局 長 名	高見澤 隆
部の運営方針	<p>【選挙の執行】</p> <p>○令和7年7月に任期満了の参議院議員選挙に備えるとともに、適正な選挙の執行に努めます。</p> <p>【投票環境の整備】</p> <p>○投票しやすい環境づくりを進めるため、引き続き投票区の見直し、投票所の変更及び期日前投票所の見直し等を検討し、適切な投票環境の向上に努めます。</p> <p>【選挙啓発】</p> <p>○明るい選挙推進協議会と連携し、引き続き地道な啓発活動に努めるとともに、小・中・高校生を中心とした主権者教育や、これまで実施してきたLINE・Facebookでの啓発に加え、令和6年度より新たに開始した公式Xを活用した啓発活動の実施により、若年層の選挙への関心を高める取組を進めます。また、正しい選挙運動の周知に引き続き努めます。</p>

部 局 名	農業委員会
部 局 長 名	大井 一郎
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・ 農業委員会等に関する法律の趣旨を踏まえ、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に努めます。・ 農地の売買や転用について、農業者を代表する機関として、公平・公正に審査します。・ 農政課と連携し、農業の担い手の育成に努めるとともに、農業後継者の確保に取り組みます。・ 遊休農地や無断転用の発生・防止に努めます。・ 農業における女性リーダーの育成、複数の女性農業委員と農地利用最適化推進委員の登用促進に向けた取り組みを進めます。

部 局 名	教育総務部
部 局 長 名	佐藤 和文
部の運営方針	<p>「我孫子市教育大綱」と「我孫子市教育振興基本計画」に基づき、教育行政を推進します。</p> <p>『確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、子ども一人ひとりがいきいきと輝く魅力ある学校づくりを推進します。』</p> <p>○学校教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・「学校施設個別施設計画」に基づき、子ども達が安心して快適に学べる教育・学習環境の充実を図ります。・布佐中学校区の学校の在り方について「布佐中学校区の学校の在り方検討委員会」の提言書を基に、布佐小学校敷地に新たな義務教育学校を建設すべく、跡地利用の明確化、布佐小学校敷地内の赤道の整理、スクールバスの運行や駐車スペースの確保等について、市長部局とも十分に協議しながら進めていきます。・湖北小学校体育館の再建に向け、引き続き、解体工事を実施し、新築のための設計を行っていきます。い、できる限り早く工事に着手することができるようになります。・「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」に基づき、教職員が、生き生きと健康でやりがいを持って子どもに向き合える環境となるように取り組みます。・信頼される学校づくりを推進するため、教職員のモラルアップ研修、不祥事防止研修を積極的に実施します。教育委員会と各学校の連携を密にし、風通しの良い組織体制と職場環境整備に取り組みます。 <p>○子どもがいきいきと輝く学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善の推進に努めます。各学校からの要請には、各学校が抱える授業づくりの悩みに寄り添った指導・助言を行います。また、国や県の教育施策が反映されるよう、打合せや協議会等で教職員へ伝え、実践していきます。経験の浅い教職員には、積極的に授業の様子や学級経営の様子を確認しに行き、助言します。教職員の研修では、各教科主任等の指導力を向上させる研修や、教職員のニーズに応じた希望研修など、企画・運営していきます。・Q-U検査（WEBQU）（楽しい学校生活を送るためのアンケート）及びいじめアンケートを継続して実施し、個々の子ども達へのきめ細かな対応に取り組むとともに学級経営を支援します。・給食における地産地消の推進をはじめ、食に関する教育の充実やスポーツに関する教育を通して体力の向上に努めます。・学校給食費については、市立小中学校に在籍する第3子以降の児童生徒の学校給食費無償化事業を引き続き実施するとともに、子育て世帯への経済的負担軽減策として行っている、市立小中学校に在籍する第1子、第2子の児童生徒への学校給食費月額1,000円の支援及び食物アレルギー等により毎食弁当を持参している児童生徒の保護者に対する支援についても、継続していきます。

- ・「小中一貫教育の推進」に努め、各中学校区で作成したグランドデザインを達成すべく支援します。小中一貫教育基本方針に基づき作成した共通カリキュラムを、全中学校区で計画的に教育課程に組み込んで進められるよう支援します。郷土愛の育成については、副読本「ふるさと我孫子の先人たち」、社会科副読本「わたしたちの我孫子」、学習図鑑「ふるさと手賀沼」及び「あびこデジタル郷土資料」の活用や中学校区の特色を生かした授業実践の充実を図っていきます。授業の様子を積極的に参観し、全小中学校で情報を共有することで、教職員の意識を高めていきます。
 - ・令和7年10月に、現在のICT環境を更新します。「確かな学力の育成に向けたICT環境の整備」「多様な他者と共に問題発見や解決に挑む資質・能力の育成」「次世代の校務に対応した最適なICT環境の整備」「教育データの利活用」を実現できるICT環境を整備していきます。教職員の会議や事務作業などの間接的な業務時間を削減し、児童生徒と向き合う時間を確保することで教育活動の更なる充実と教育効果の最大化を図っていきます。
 - ・幼保小連携については、「交流」と「カリキュラム」で連携を深めていきます。園参観や学校参観、研修会を運営し、園児児童の姿について情報が共有できるようにしていきます。また、国や県の教育施策を理解し、園児児童の学びがつながるよう、カリキュラムでの連携の充実を図っていきます。
 - ・国や千葉県の示す部活動の地域移行については、地域の指導者として部活動支援員の配置を拡大していきます。我孫子市の実情等を十分に把握し、移行が適切に行われるように、生涯学習部や関係団体等と連携し、体制を整備していきます。
 - ・各学校における学校運営協議会の適正な運用を確保し、地域学校協働活動の充実、学校評価の活用を図りながら学校と地域との連携・協働体制を構築し、地域とともにある学校づくりを推進します。
 - ・不登校対策を推進するため、教育支援センター(適応指導教室)・校内教育支援センターは一人ひとりの子どもに合った教育の在り方を考え支援します。また、校内教育支援センター「かけはし」「ひだまり」を中核とした相談・支援体制をさらに充実させます。
 - ・いじめ防止対策推進条例及びいじめ防止対策基本方針に基づき、いじめを人権侵害と認識し未然防止に取り組みます。また、関係機関と連携し、健全に子どもが成長できるよう引き続き支援していきます。
- 子どもの成長に応じた発達への支援
- ・自立への支援を図るため、就学支援制度などの活用を推進します。
 - ・支援が必要な児童生徒とその保護者に対し、学校、家庭、子ども相談課等の関係機関と一層の連携を図り、支援するため教育相談センターの相談体制の充実に努めます。
 - ・特別支援教育の充実を図るため、発達障害特性に関する一定の知識・技術を持つ教育支援相談センターの専門職が学校と連携し、専門性を発揮し、学校全体としての専門性が確保できるよう相談・支援体制を充実させます。
 - ・療育・教育システムの充実と切れ目のない支援など子ども部及び健康福祉部との連携を強化します。

令和7年度 部の運営方針管理書

部 局 名	生涯学習部
部 局 長 名	菊地 統
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・公民館、図書館、鳥の博物館などでは、互いに連携しながら地域特性や社会動向、学習ニーズを踏まえた学習機会の充実を図ります。また、多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えるため、市民団体や学校、企業等との連携を強化し、市民の学習活動を支援する体制の充実を図ります。・鳥の博物館では、令和6年度に策定した鳥の博物館展示リニューアル基本計画に基づき、展示のリニューアルに向けてクラウドファンディング等を活用した財源確保の取組を進めます。・図書館では、「子どもの読書活動推進計画（第二次）」に基づき、学校や関係機関等と連携しながら、子どもと子どもに関わる大人が主体的に読書活動を行えるよう環境を整え推進していきます。読書バリアフリーの観点を念頭に、多くの市民に図書館利用が浸透するようこれまで以上に移動図書館車の活用を促進するとともに、電子図書館サービスの充実を図ります。・施設の整備・充実では、五本松運動広場の整備を進め、公民館、図書館、鳥の博物館などの施設機能の充実に努めます。適正な維持管理や計画的な修繕を行うとともに、学校施設や既存施設を有効活用し、身近な学習の場の確保に努めます。・学習で得た知識や経験を社会で活かすしくみづくりを進め、まちづくり活動へと発展していくよう支援します。・新たな文化交流拠点施設について、関係課と情報共有するとともに、これまでのアンケートや各文化団体の考え方等を踏まえ、持続可能な財政運営についても考慮しながら、引き続き施設整備の方向性について検討していきます。・市民が文化芸術に触れ、参加できる機会を充実するとともに、文化芸術活動の創出や地域固有の文化の保存・継承に取り組みます。また市制施行55周年記念事業として我孫子の文化と歴史を活かしたイベントを実施します。・「文化財保存活用地域計画」に基づき、杉村楚人冠記念館、旧村川別荘、旧井上家住宅などの史跡や白樺文学館などの文化的資源を「我孫子遺産」として積極的に保存・活用し、さらにボランティアガイドとの協働を進め、効果的な事業運営に取り組みます。また、令和5年度より運用を開始した文化財データベース「あび☆デジ」の内容を充実させ、広く一般に向けた文化財の周知に努めます。旧井上家住宅においては、新たに屋外トイレを設置したことを受けて、より多くの方に訪れていただけるようにイベント等を実施します。・学校部活動の地域移行に伴い、6年度から開始した地域移行実証事業の検証を通じて改善を図るとともに、7年度は実証事業の対象を文化系部活動にも広げ、8年度の本格的な移行に備えます。・令和4年度に策定した「我孫子市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員など地域の人材と連携したイベントの実施、総合型地域スポーツクラブの活動支援などを通して、身近な場所でスポーツを楽しみ、健康な生活が送れるよう生涯ス

スポーツを推進します。また、生涯スポーツを支える指導者の育成に関係団体等と連携して取り組みます。

- ・ 体育施設の整備・充実では、市民体育館をはじめとした体育施設の計画的な修繕を行うとともに、学校体育施設開放の適切な管理運営、民間スポーツ施設の活用や近隣市のスポーツ施設との相互利用によるスポーツ・レクリエーション活動の環境づくりに取り組みます。
- ・ 学校部活動の地域移行に伴い、スポーツ協会やスポーツ少年団など地域のスポーツ団体と協働し新たな体制づくりを進めます。
- ・ 五本松運動広場整備事業基本計画に基づき、五本松運動広場の8年度中の完成供用開始を目指して整備事業を着実に進めていきます。

令和7年国勢調査我孫子市実施本部設置要領

1 目的

令和7年国勢調査の実施に当たり、円滑かつ効率的な調査実施体制を整え、調査の万全を期するため、令和7年国勢調査我孫子市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

2 組織

- (1) 実施本部は、本部長、副本部長、本部員、事務局長、事務局次長、班長、班員をもって構成する。
- (2) 実施本部は、企画総務部行政管理課に置く。
- (3) 実施本部に事務局を置く。
- (4) 事務局に総務企画班、広報苦情処理班及び指導審査班を置く。

3 構成員

- (1) 本部長は、副市長をもって充てる。
- (2) 副本部長は、企画総務部長をもって充てる。
- (3) 本部員は、企画総務部次長、財政部次長、市民生活部次長、環境経済部次長、健康福祉部次長、子ども部次長、建設部次長、都市部次長、教育総務部次長、生涯学習部次長、水道局次長、議会事務局次長、監査委員事務局次長及び農業委員会事務局次長をもって充てる。
- (4) 事務局長は、企画総務部参事をもって充てる。
- (5) 事務局次長は、行政管理課主幹をもって充てる。
- (6) 班長及び班員は、企画総務部の職員のうちから副本部長が指名する者をもって充てる。

4 職務

- (1) 本部長は、実施本部を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 本部員は、実施本部の事務に参画する。
- (4) 事務局長は、本部長及び副本部長の命を受け、国勢調査の総合企画及び運営を司り、全体の事務を掌握する。
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (6) 班長は、上司の命令を受け、班員を掌握し、班の事務を統括する。
- (7) 班員は、上司の命令を受けて、それぞれの分掌事務を処理する。

5 分掌事務

各班の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務企画班
 - ア 実施本部事務の総合調整に関すること。
 - イ 指導員及び調査員の選任及び配置に関すること。
 - ウ 指導員及び調査員公務災害に関すること。
 - エ 国勢調査の調査区に関すること。

- オ 事務打合せ会及び審査会の企画に関する事。
- カ 調査関係書類及び調査用品の収受・管理に関する事。
- キ 国勢調査事務の進行に関する事。
- ク 県及び他市との連絡調整に関する事。
- ケ その他、いずれの班に属さない事務及び連絡調整に関する事。

(2) 広報苦情処理班

- ア 調査趣旨の普及宣伝に関する事。
- イ プライバシー保護に関する事。
- ウ 統計調査に関する苦情処理に関する事。
- エ 非協力世帯及び調査困難世帯の対応に関する事。

(3) 指導審査班

- ア 調査関係書類の配布及び発送に関する事。
- イ 調査員事務打合せ会に関する事。
- ウ 調査員の実査指導に関する事。
- エ 調査関係書類の作成指導に関する事。
- オ 調査済みの調査関係書類の受理、審査、整理、集計及び提出に関する事。

6 会 議

- (1) 実施本部の会議は、総括会議及び連絡会議とする。
- (2) 総括会議は、本部長、副本部長、本部員、事務局長、事務局次長及び班長をもって構成し、本部長が招集し、事務の調整を図る。
- (3) 連絡会議は、事務局長、事務局次長、班長及び班員をもって構成し、必要に応じて事務局長が招集し、事務の連絡調整を行う。

7 委 任

この要領に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

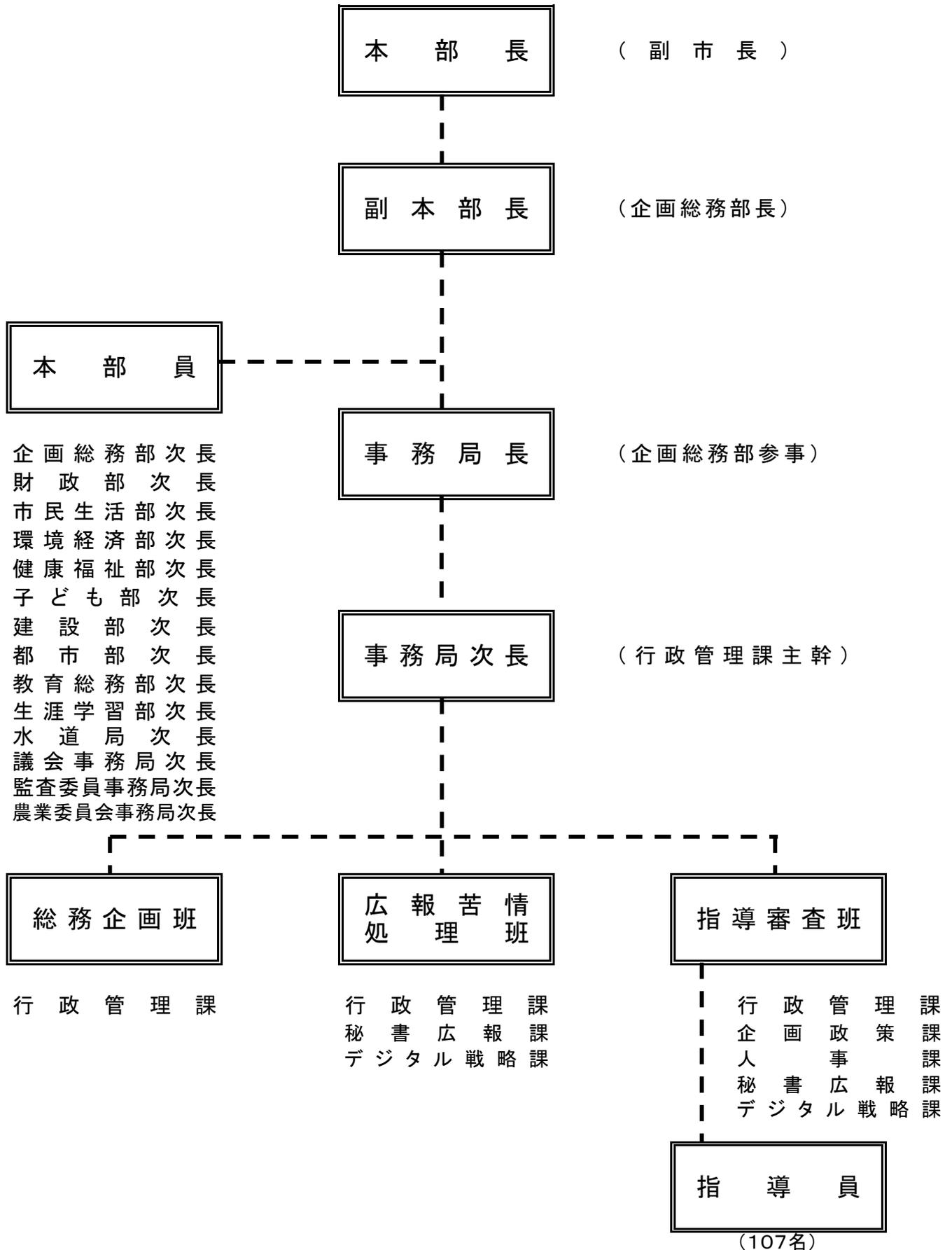
(施行期日)

- 1. この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

- 2. この要領は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

令和7年国勢調査実施本部組織図



令和7年国勢調査の事務概要

1 調査の目的

統計法第5条の規定に基づき、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の時期

令和7年10月1日午前零時現在

3 調査の対象

本邦に常住する者（住民票の有無とは無関係）

4 調査事項

調査事項は、次のとおり（別紙1参照）

（1）世帯に関する事項（4項目）

ア 世帯の種類	ウ 住居の種類
イ 世帯員の数	エ 住宅の建て方

（2）世帯員に関する事項（13項目）

ア 氏名	ク 5年前の住居の所在地
イ 男女の別	ケ 就業状況
ウ 世帯主との続柄	コ 所属の事業所の名称及び事業の種類
エ 出生の年月	サ 仕事の種類（職業）
オ 配偶の関係	シ 従業上の地位
カ 国籍	ス 従業地又は通学地
キ 現在の住居における 居住期間	

5 調査の流れ

総務省 — 都道府県 — 市町村 — 指導員 — 調査員

6 調査区数 指導員数、調査員数（歳入予算上）

調査区数 1071調査区

指導員数 107名

調査員数 458名 内訳 1調査区対応調査員 64名

2調査区対応調査員 394名

（2調査区以上に対応の調査員を含む）

- ・指導員については6月25日、調査員については7月25日までに県に推薦する。（推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員）
- ・指導員の配置について、地方公務員法第35条（職務に専念する義務）及び第38条（営利企業への従事等の制限）の規定による所要の措置を講ずる。

7 調査の方法

調査は、調査員が全世帯を訪問し面接の上で調査票類一式を配布するとともに、調査世帯一覧を作成するために世帯主の氏名及び世帯員の数（男女別）を聴取し、一覧に必要事項を記入する。

また、不在世帯については、日・時間を変えて再度訪問することとするが、それでも面接することができない世帯に対しては、調査書類一式を郵便受けに入れるなどして配布する。調査員は、調査票未提出世帯があった場合、面接による回収・聞き取り調査により調査票等を整理し市町村に提出する。

なお、調査票の提出は、次のいずれかを世帯が選択する方法とする。

ア インターネット回答による提出

イ 郵送提出による提出

ウ 調査員による提出

8 集計体系及び結果の公表・提供等一覧

別紙2のとおり

9 今後の事務日程

別紙3のとおり

秘 基幹統計調査



国勢調査調査票

令和 年10月1日

この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

記入は必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルで(ボールペン不可)

- 記入を間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
○記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
○数字を記入する場合は、わくの中に右つめで書いてください。

数字は右つめに たて線1本 すきまをあける とじる。
数字の記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
はねない 上に つきぬける 角をつける

電話番号 (わからないことがあった場合 問合せに利用いたします)

世帯について (調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください)
1 世帯の種類
2 世帯員の数
3 住居の種類
4 住宅の建て方

世帯員全員について (世帯員ごとに記入してください)
5 氏名及び男女の別
6 世帯主との続柄
7 出生の年月
8 配偶者の有無
9 国籍
10 現在の場所に住んでいる期間
11 5年前(令和 年10月1日)にはどこに住んでいましたか

ウラ側(第2面)も記入してください
調査員 市区町村コード 調査区番号 世帯番号 この世帯の調査票 事務使用欄

「調査票の記入のしかた」を参照して 黒い太わくの中に記入してください

「ウラ側も記入してください」

第1面 1

国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表予定 ()は前回公表実績	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国、 都道府県、 市区町村	令和8年5月まで (令和3年6月25日)	インターネットを利用する方法等によって公表 人口は公表日に官報に公示
	基本集計	人口等基本集計	—	—	全数	全国、 都道府県、 市区町村	令和8年9月まで (令和3年11月30日)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表 おいて、報告書を刊行 人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類			令和9年3月まで (令和4年5月27日)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表 おいて、報告書を刊行
抽出詳細集計		就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国、 都道府県、 市区町村	令和9年11月まで (令和4年12月27日)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表 おいて、報告書を刊行
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、 都道府県、 市区町村	令和9年5月まで (令和4年7月22日)	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表 おいて、報告書を刊行
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国、都道府県、 市区町村	令和8年12月まで (令和4年2月28日)	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表 おいて、報告書を刊行
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類		全国、都道府県、 市区町村	令和9年6月まで (令和4年8月31日)	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等、 基本単位区、 地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類				
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—				

1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

2) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

今後の事務日程（予定）

- 指導員の選考・推薦 6月25日〆切
- 調査員の選考・推薦 7月25日〆切
- 指導員事務打合せ会の開催 8月6日、7日
- 調査員事務打合せ会の開催 8月20日～8月29日
- 調査の実施及び実地指導 9月20日～10月27日
- 調査書類の審査（行政情報等の利用及び国勢調査令に基づく立ち入り及び質問による調査票の記入不備の補記） 10月下旬～令和8年3月
- 『市区町村要計表』の作成 10月下旬～令和8年1月
- 調査関係書類の提出 令和8年1月15日～23日
- 調査の実施状況の記録及び提出 ～令和8年3月

（指導員）

- 8月下旬 ～ 10月下旬 調査員との連絡調整
- 10月中旬 ～ 10月下旬 調査員から調査票の回収
- 11月上旬 ～ 11月中旬 調査票の保管、審査、提出

（調査員）

- 8月下旬 ～ 調査員説明会
- 9月17日 ～ 9月19日 担当調査区の確認
- 9月20日 ～ 9月30日 オンライン調査回答用ID及び調査票(紙)等の配布
- 10月 1日 ～ 10月 8日 調査票(紙)の当初回収（調査員・指導員）
- 10月 9日 ～ 10月16日 調査票の提出状況の確認
- 10月17日 ～ 10月27日 調査票未提出世帯の特定及び調査票の督促回収

我孫子市税条例の一部を改正する条例

我孫子市税条例（昭和30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2 から 9 まで 略</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2 から 9 まで 略</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第</p>

3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（**同条第16項**に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(4)まで 略

2 略

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下

3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（**同条第15項**に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(4)まで 略

2 略

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下

のもの 又は 定格出力は0.6キロワット以下のもの (ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの (ウに掲げるものを除く。) 又は 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの
年額 2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (ウに掲げるものを除く。) 又は 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 略

(2)及び(3) 略
(種別割の減免)

第89条 略

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する

のもの、又は 定格出力は0.6キロワット以下のもの (エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの、又は 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの、又は 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 略

(2)及び(3) 略
(種別割の減免)

第89条 略

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する

書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法**第2条第16項**に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)及び(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(**第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力**)

(6)から(8)まで 略

3 及び 4 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期

書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法**第2条第15項**に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)及び(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)から(8)まで 略

3 及び 4 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期

限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者 **若しくは** 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。） **又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をい**

限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者 **又は** 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を

う。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード

(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを

いう。次項において同じ。)を提示

するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する

免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の

番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限

並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記

録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カ

ードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けな

ければならない。

4 略

5 略

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 略

証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月

日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 略

4 略

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**第2条第16項**に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）
（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)及び(3) 略

3 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第7条の2 略

2 から16まで 略

17 法**附則第15条第36項**の条例で定める割合は、3分の2とする。

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**第2条第15項**に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）
（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)及び(3) 略

3 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第7条の2 略

2 から16まで 略

17 法**附則第15条第37項**の条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法 附則第15条第37項の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法 附則第15条第40項の条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法 附則第15条第41項の条例で定める割合は、4分の3とする。

21及び22 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 略

2から13まで 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第

1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

18 法 附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法 附則第15条第41項の条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法 附則第15条第42項の条例で定める割合は、4分の3とする。

21及び22 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 略

2から13まで 略

15 略

16 略

14 略

15 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の我孫子市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

我孫子市税条例の一部を改正する条例に関する資料（令和7年3月31日専決処分）

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日																		
1	第36条の2	市民税の申告 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 ・項ズレの反映	令和7年4月1日																		
2	第63条の2	施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 ・項ズレの反映	令和7年4月1日																		
3	第82条	<p>種別割の税率 軽自動車税種別割の課税税率の区分の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排気量125cc以下で最高出力を4.0kw（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2千円（50cc原付と同額）とする区分を、新たに設ける。 <p>※現行の50cc原付バイクは、令和7年11月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。</p> <p>※令和7年排出ガス規制 最高速度100km/h以下の二輪車は、炭化水素（HC）の規制値が300ミリグラムから100ミリグラムに厳格化される。この場合、現行の排気量50ccの原付1種では、技術的に基準を満たすのが難しいとされている。</p> <p>なお規制の対象は令和7年11月以降に生産されるものが対象でそれ以前に生産されているものは規制の対象外になる。</p> <p>【改正（前）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率（年税額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>第一種 一般原動機付自転車（排気量50cc以下又は定格出力0.6kw以下）</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第一種 特定小型原動機付自転車（定格出力0.6kw以下）</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第二種乙（排気量90cc以下又は定格出力0.8kw以下）</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第二種甲（排気量125cc以下又は定格出力1.0kw以下）</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		税率（年税額）	原動機付自転車	第一種 一般原動機付自転車（排気量50cc以下又は定格出力0.6kw以下）	2,000円	第一種 特定小型原動機付自転車（定格出力0.6kw以下）	2,000円	第二種乙（排気量90cc以下又は定格出力0.8kw以下）	2,000円	第二種甲（排気量125cc以下又は定格出力1.0kw以下）	2,400円		ミニカー	3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円	令和7年4月1日
車種区分		税率（年税額）																			
原動機付自転車	第一種 一般原動機付自転車（排気量50cc以下又は定格出力0.6kw以下）	2,000円																			
	第一種 特定小型原動機付自転車（定格出力0.6kw以下）	2,000円																			
	第二種乙（排気量90cc以下又は定格出力0.8kw以下）	2,000円																			
	第二種甲（排気量125cc以下又は定格出力1.0kw以下）	2,400円																			
	ミニカー	3,700円																			
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円																			

	その他のもの	5,900円
	二輪の軽自動車（排気量125cc 超～250cc 以下）	3,600円
	二輪の小型自動車（排気量250cc 超）	6,000円
	トレーラー	3,600円



【改正（後）】

車 種 区 分		税率（年税額）	
原動機付自転車	第一種 一般原動機 付自転車	総排気量50cc 以下又は定格出力0.6kw 以下 総排気量が50cc 超～125cc 以下かつ最高出力 が4.0kw 以下	2,000円
	第一種 特定小型原動機付自転車（定格出力0.6kw 以下）		2,000円
	第二種乙（総排気量90cc 以下又は定格出力0.8kw 以下）		2,000円
	第二種甲（総排気量125cc 以下又は定格出力1.0kw 以下）		2,400円
	ミニカー		3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		2,400円
	その他のもの		5,900円
二輪の軽自動車（総排気量125cc 超～250cc 以下）			3,600円
二輪の小型自動車（総排気量250cc 超）			6,000円
トレーラー			3,600円

4	第89条	種別割の減免 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 ・項ズレの反映	令和7年4月1日
5	第90条	身体障害者等に対する種別割の減免 道路交通法の改正に伴う改正 ・マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の掲示義務に係る規定等の整備 (※) マイナ免許証 ・改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日より全国で運用開始になる。 以下の3つの免許証の持ち方が可能になる	令和7年4月1日

		<ul style="list-style-type: none"> ① 運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証のみ保有すること ② マイナ免許証と運転免許証の双方を保有すること ③ 従来の運転免許証のみを保有すること <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等の運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯する必要がある。 ・一体化のメリット <ul style="list-style-type: none"> ・住所・氏名の変更がワンストップ化され、市町村に届出をすれば免許センター等での変更手続きが不要になる。 ・免許更新時講習が一部オンラインで受講できるようになる等 	
6	第131条の3	<p>特別土地保有税の減免</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項ズレの反映 	令和7年4月1日
7	附則第7条の2	<p>法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合</p> <p>地方税法附則第15条の改正に伴い項番号に変更が生じたため、条例附則に規定する項番号もそれに合わせて整備する</p>	令和7年4月1日
8	附則第7条の3	<p>新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告</p> <p>改正マンション管理適正化法に基づく管理認定計画マンション等で一定の要件（※）を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事（屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装等工事のこと）を令和5年4月1日から令和7年3月31日までに間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を減額する制度を令和9年3月31日までに延長する改正。（1/6～1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合で減額。我孫子市は参酌割合の1/3で定めているが、令和5年度、6年度該当なし）</p> <p>（※）一定の要件（対象となるマンションの要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築後20年以上が経過している10戸以上のマンション ・長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施し、工事の実施に必要な積立金を確保している <p>・追加措置</p> <p>当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書がない場合でも、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要な書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、減額措置の適用が可能になる規定の追加。</p>	令和7年4月1日

我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例

我孫子市都市計画税条例（昭和36年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="253 555 360 589">附 則</p> <p data-bbox="204 616 751 712">(法 附則第15条第36項 の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="161 739 756 835">4 法 附則第15条第36項 の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p data-bbox="204 862 751 958">(法 附則第15条第37項 の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="161 985 756 1081">5 法 附則第15条第37項 の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p data-bbox="204 1108 751 1205">(法 附則第15条第41項 の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="161 1232 756 1328">6 法 附則第15条第41項 の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p data-bbox="204 1355 751 1509">(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p data-bbox="161 1536 783 1939">7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑</p>	<p data-bbox="900 555 1007 589">附 則</p> <p data-bbox="850 616 1398 712">(法 附則第15条第37項 の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="807 739 1402 835">4 法 附則第15条第37項 の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p data-bbox="850 862 1398 958">(法 附則第15条第38項 の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="807 985 1402 1081">5 法 附則第15条第38項 の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p data-bbox="850 1108 1398 1205">(法 附則第15条第42項 の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="807 1232 1402 1328">6 法 附則第15条第42項 の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p data-bbox="850 1355 1398 1509">(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p data-bbox="807 1536 1430 1939">7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑</p>

化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号 （同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(6)まで 略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から **第33項まで、第36項、第37項、第41項**

化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(6)まで 略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から **第34項まで、第37項、第38項、第42項**

若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の我孫子市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例に関する資料（令和7年3月31日専決処分）

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	附則第4項から 附則第6項まで 及び附則第19 号	地方税法附則第15条の改正に伴い項番号に変更が生じたため、条例附則に規定する項番号もそれに合わせて整備するもの。	令和7年4月1日
2	附則第7項	改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 ・注釈の追加	令和7年4月1日

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

庁用自動車管理規則（平成13年規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(運転者の責務)</p> <p>第8条 運転者は、常に道路交通法等 交通法令を遵守し、交通安全に努め るとともに次に掲げる事項を遵守 しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 運転の都度運行の記録を行 い、管理責任者の確認を受けるこ と。</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>(事故の処理及び報告)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による報告を受け た所属長は、速やかに事故の状況を 調査し、庁用自動車事故報告書（様 式第1号）を作成し、管財担当課長 に提出しなければならない。</p> <p>(車両台帳の整備及び保管)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 管理責任者は、庁用自動車に異動 が生じたときは、庁用自動車台帳登 録事項異動報告書（様式第2号）を 作成し、管財担当課長に提出しなけ</p>	<p>(運転者の責務)</p> <p>第8条 運転者は、常に道路交通法等 交通法令を遵守し、交通安全に努め るとともに次に掲げる事項を遵守 しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 庁用自動車運行日誌（様式第 1号）に必要事項を記入し、管理 責任者の確認を受けること。</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>(事故の処理及び報告)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による報告を受け た所属長は、速やかに事故の状況を 調査し、庁用自動車事故報告書（様 式第2号）を作成し、管財担当課長 に提出しなければならない。</p> <p>(車両台帳の整備及び保管)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 管理責任者は、庁用自動車に異動 が生じたときは、庁用自動車台帳登 録事項異動報告書（様式第3号）を 作成し、管財担当課長に提出しなけ</p>

<p>ればならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほ か、庁用自動車の運行及び管理に関 し必要な事項は、市長が別に定め る。</p>	<p>ればならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほ か必要な事項は、市長が別に定め る。</p>
---	--

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を様式第2号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

我孫子市国民健康保険税条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げ</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げ</p>

る国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定

する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号

る国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定

する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号

に該当する者を除く。)

アからエまで 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき **56万円** を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。)

アからエまで 略

2及び3 略

に該当する者を除く。)

アからエまで 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき **545,000円** を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。)

アからエまで 略

2及び3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の我孫子市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

我孫子市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業として、家事及び育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭並びに妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅において、家事、育児等の支援を行う我孫子市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象世帯)

第2条 事業の対象となる世帯（以下「支援対象世帯」という。）は、事業を利用する日において本市に居住している者であって、次の各号のいずれかに該当するものが属する世帯とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童又はそのおそれのある児童の保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童その他の保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童又はそのおそれのある児童の保護者
- (3) 若年妊婦その他の出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- (4) ヤングケアラーである児童又は保護者の疾病等により保護者に監護させることが不適當であると認められる児童
- (5) 家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、支援を必要とする産婦
- (6) その他市長が特に支援が必要と認める者

(事業の内容)

第3条 事業は、次に掲げる支援を家庭の状況に合わせて包括的に実施する。

- (1) 家事支援（食事の準備及び片付け、衣類等の洗濯及び補修、居室等の

掃除及び整理整頓並びに生活必需品の買物の代行をいう。)

(2) 育児及び養育支援（授乳の世話、おむつ交換及び排せつの介助、衣類の着脱、入浴及び沐浴^{もく}の介助、保育所等の送迎等並びに適切な育児環境の整備をいう。)

(3) 子育て等に関する不安又は悩みの傾聴、相談又は助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容を除く。)

(4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供

(5) その他家事又は育児に関し市長が特に必要と認める支援

2 事業は、保護者の在宅時に実施する。ただし、保育所等の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等のやむを得ない事情があるときは、あらかじめ保護者の同意を得た上で、保護者の不在時に事業を実施する。

3 感染症にかかっている、又はかかっている疑いがある者が支援対象世帯の居宅にいる場合において、適切な支援が困難であるときは、事業は実施しない。

(事業を利用できる日、時間、回数等)

第4条 事業は、次に掲げる日を除いた月曜日から金曜日までの午前9時から午後7時までの間で、1の支援対象世帯につき1日1回2時間まで利用することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。)

2 事業を利用できる期間は、支援対象世帯の状況に応じて設定する。ただし、支援対象世帯が第2条第5号に該当する場合は、原則として産後2月（多胎の場合にあっては、6月）までの間に28日（多胎の場合にあっては、56日）とする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、事業の運用上必要があるときは、これを変更することができる。

(利用申請等)

第5条 事業を利用しようとする支援対象世帯に属する者は、我孫子市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者にあつては、当該事実を証する書類

(2) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにその利用の可否を決定し、我孫子市子育て世帯訪問支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用の決定を受けた内容を変更しようとするときは、我孫子市子育て世帯訪問支援事業利用変更申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。この場合において、新たに生活保護法による被保護世帯に属することとなった者は、当該事実を証する書類を添付しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにその変更の可否を決定し、我孫子市子育て世帯訪問支援事業利用変更決定（却下）通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

（利用者負担額等）

第6条 利用者は、事業の利用に要した費用として、利用者の属する次の表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1時間当たりの額に利用した月ごとの合計利用時間を乗じて得た額（以下「利用者負担額」という。）を負担しなければならない。この場合において、利用した月ごとの合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

世帯の区分	1時間当たりの額
生活保護法による被保護世帯	0円

当該年度分（利用した日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が非課税（全部免除された場合を含む。）である世帯	0円
当該年度分の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯	500円
上記以外の世帯	500円

2 利用者は、前項に規定する利用者負担額とは別に、食材料費、光熱水費及び買物に係る実費を負担しなければならない。

（利用の取りやめ等）

第7条 利用者は、自己の都合により事業の利用を取りやめようとするときは、利用を予定する日の前日の午後5時までに市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者は、前項本文に規定する期限までに届け出ずに事業を利用しなかったときは、体調不良等のやむを得ない場合を除き、事業を1時間利用した場合の利用者負担額及び利用しないことが判明した時点までに市が既に負担した前条第2項に規定する実費に相当する額を負担しなければならない。

（利用決定の取消し）

第8条 市長は、支援対象世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する支援対象世帯の要件に該当しなくなったとき。
- (2) その他事業を実施することが不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、我孫子市子育て世帯訪問支援事業利用決定取消通知書（様式第5号）により利用者に

通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

我孫子市子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

我孫子市長 あて

申請者 住 所 我孫子市
氏 名
連絡先

我孫子市子育て世帯訪問支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

家 族 状 況	氏 名	続 柄	生年月日 (出産予定日)	勤務先・保育園・学校等 (出生前の場合、出産医療機関名)
申 請 理 由				
希 望 す る 支 援 内 容	<input type="checkbox"/> 家事支援 () <input type="checkbox"/> 育児及び養育支援 () <input type="checkbox"/> その他支援 ()			
希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)			
緊急連 絡先	ふりがな 氏 名		続 柄	電 話 番 号

添付書類

- 1 当該年度分の市町村民税の課税状況が分かる書類（利用する日の属する年（利用する日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、その前年）の1月1日において我孫子市に住所を有する者で、裏面の同意書により同意した場合は、省略可）
- 2 生活保護世帯の場合は、受給中であることが分かる書類（裏面の同意書により同意した場合は、省略可）

(裏)

同 意 書

私は、我孫子市子育て世帯訪問支援事業の利用申請の審査に当たり、市民税の課税状況又は生活保護世帯の該当の有無について、市が保有する公簿等により市職員が確認することに同意します。

我孫子市長 あて

申請者氏名	_____	世帯員氏名	_____	㊞	
世帯員氏名	_____	㊞	世帯員氏名	_____	㊞
世帯員氏名	_____	㊞	世帯員氏名	_____	㊞

※ この同意書には、申請者が記名をし、及び同一世帯に属する方全員が記名押印又は署名をしてください。ただし、18歳未満の方については、親権者が代わって、申請者氏名欄に記名又は世帯員氏名欄に記名押印又は署名をすることができます。

同 意 書

この申請書の内容及び我孫子市子育て世帯訪問支援事業の利用に必要な情報を市が訪問支援員、関係機関等に提供すること並びに利用者の健康状態に係る情報を訪問支援員、関係機関等が市に提供することに同意します。

我孫子市長 あて

申請者氏名 _____

様式第2号（第5条関係）

我孫子市子育て世帯訪問支援事業利用決定（却下）通知書

令和 年 月 日
第 号

様

我孫子市長

印

令和 年 月 日付けで申請のあった我孫子市子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

1 決定

利用者	住所	
	氏名	
利用期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 日間）	
支援内容		
利用者負担額	1時間あたり 円	

備考

- 1 利用した月ごとの合計時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算します。
- 2 利用を取りやめる場合は、利用を予定する日の前日の午後5時までに届け出てください。利用を予定する日の前日の午後5時までに届出をしないで利用しなかった場合は、体調不良等のやむを得ない場合を除き、1時間分の利用者負担額及び実費の負担が生じます。

2 却下

理由

(裏)

同 意 書

私は、我孫子市子育て世帯訪問支援事業利用申請の審査に当たり、市民税の課税状況又は生活保護世帯の該当の有無について、市が保有する公簿等により市職員が確認することに同意します。

我孫子市長 あて

申請者氏名	_____	世帯員氏名	_____	㊞	
世帯員氏名	_____	㊞	世帯員氏名	_____	㊞
世帯員氏名	_____	㊞	世帯員氏名	_____	㊞

※ この同意書には、申請者が記名をし、及び同一世帯に属する方全員が記名押印又は署名をしてください。ただし、18歳未満の方については、親権者が代わって、申請者氏名欄に記名又は世帯員氏名欄に記名押印又は署名をすることができます。

同 意 書

この申請書の内容及び我孫子市子育て世帯訪問支援事業の利用に必要な情報を市が訪問支援員、関係機関等に提供すること並びに利用者の健康状態に係る情報を訪問支援員、関係機関等が市に提供することに同意します。

我孫子市長 あて

申請者氏名 _____

様式第4号（第5条関係）

我孫子市子育て世帯訪問支援事業利用変更決定（却下）通知書

令和 年 月 日
第 号

様

我孫子市長

印

令和 年 月 日付けで変更の申請のあった我孫子市子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

1 決定

利用者	住所	
	氏名	
利用期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 日間）	
支援内容		
利用者負担額	1時間あたり 円	

備考

- 1 利用した月ごとの合計時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算します。
- 2 利用を取りやめる場合は、利用を予定する日の前日の午後5時までに届け出てください。利用を予定する日の前日の午後5時までに届出をしないで利用しなかった場合は、体調不良等のやむを得ない場合を除き、1時間分の利用者負担額及び実費の負担が生じます。

2 却下

理由

様式第5号（第8条関係）

我孫子市子育て世帯訪問支援事業利用決定取消通知書

令和 第 年 月 日

様

我孫子市長

印

令和 年 月 日付け 第 号により決定した我孫子市子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり取り消したので通知します。

利用者	氏名	
	住所	
利用決定を取り消した利用予定日	令和 年 月 日	
取消理由		

放射能対策 令和6年度の取組状況

No.	取組項目		担当課	取組方針	令和2年度から6年度の取組状況
1	空間線量の測定	子どもが多く利用する施設等の定期的な放射線量測定	生活衛生課	令和2年度まで小中学校、公園等すべての施設を年1回各課で測定を実施していた。(258施設) 令和3年度から施設ごとの区分を取り払い、我孫子地区、天王台地区、湖北地区、新木地区、布佐地区の5地区について、代表点を設定し、そこを定点観測地点として実施。(15施設) 令和6年度から除染後のモニタリングとして継続するものの事業としては終了。	R3年度 各地区0.06~0.07 μ Sv/h R4年度 各地区0.06~0.07 μ Sv/h R5年度 各地区0.06~0.07 μ Sv/h R6年度 未実施(環境省依頼の保管状況の調査を実施)
		手賀沼沿いでの空間線量測定	生活衛生課	年1回手賀沼沿い14カ所での空間線量の測定	(平均値、高さ50cm) R2...0.071 μ Sv/h R3...0.053 μ Sv/h R4...0.059 μ Sv/h R5...0.060 μ Sv/h R6...0.060 μ Sv/h
2	放射線量測定機器の貸出		生活衛生課	放射線量測定器の貸出しを希望する市民等に、1泊2日を基本として測定器を貸出	(貸出件数) R2...6件、R3...8件、R4...1件 R5...3件 R6年...1件
3	ごみ焼却灰などの放射性物質検査		手賀沼課資源循環推進室	・搬出物となるごみ焼却灰、剪定枝木チップ、不燃ごみの放射性物質検査を月1回検査	R6 最高検出値(ベクレル/kg) R7.1月末まで ○ごみ焼却灰 ・主灰...89(R6年5月) ・飛灰...620(R6年5月) ○剪定枝木チップ ・搬入物...130(R6年12月) ・ストックヤード保管物...保管なし ○不燃ごみ...不検出
4	廃棄物の放射性物質濃度低減に向けた取り組み(剪定枝木の処分)		手賀沼課資源循環推進室	・剪定枝木を可燃ごみと分けて回収・チップ化し最終処分(平成24年6月から開始) ・令和5年度から雑草・枯葉は焼却処分とし、剪定枝木のみをの処分とする。	剪定枝木チップ処分量 R3...5,542t(委託3,471t、焼却2,071t) R4...5,832t(委託3,385t、焼却2,447t) R5...1,243t(委託分) R6...1,183t(R7.3月末まで)

放射能対策 令和6年度の取組状況

No.	取組項目	担当課	取組方針	令和2年度から6年度の取組状況
5	浄水と原水の放射性物質検査	水道局工務課	湖北台浄水場の原水(地下水)と浄水の放射物質検査を年4回実施 (令和5年度から)	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2～R3：2検体×12回（1ヶ月に1回実施） ・ R4：2検体×6回（2ヶ月に1回実施） ・ R5～R6：2検体×4回（3ヶ月に1回実施） ・ 平成23年3月以降不検出を継続
6	給食食材の放射性物質検査	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各校・各園で希望する食材の検査を実施する ・ 検査は農政課で行い、結果の公表は生活衛生課で必要に応じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園等で自家栽培したものを実施 R3…3件、R4…1件、R5…0件、R6…0件 ・ 結果の公表なし
7	我孫子市産農産物の放射性物質検査	農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者からの検査希望食材（主に出荷証明書が必要なタケノコ・シイタケ等）について検査を実施する。 	R2…243検体（給食食材移管分含む） R3…49検体 R4…52検体 R5…38検体 R6…39検体
8	市民等が持ち込む食品・飲料物の放射性物質検査	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週月曜日に受付 ・ 検査は農政課で行う 	R2…13検体 R3…3検体 R4…4検体 R5…5検体 R6…7検体
9	甲状腺検査費用の一部助成	健康づくり支援課	平成4年4月2日から平成23年4月1日までの間に生まれ、原発事故当日と検査日において我孫子市に住民登録のある方を対象に、甲状腺超音波検査と血液検査を併せて検査した場合の費用の一部を助成(助成額…5,000円)。	R2…2件 R3…3件 R4…0件 R5…4件 R6…0件
10	東京電力への放射能対策経費の賠償請求	生活衛生課・手賀沼課資源循環推進室・水道局	国・県の補助金等の対象とならない放射能対策経費について、東京電力に賠償請求を行う	
11	指定廃棄物の長期管理施設の早期確保に係る国への要望	手賀沼課資源循環推進室	関係市と連携を図りながら、長期管理施設の早期確保を国に要望していく	令和4年3月29日、環境大臣あての要望書提出 令和6年2月5日、環境大臣あての要望書提出

除去土壌の埋立処分基準(案)について

平成27年度から環境省環境回復検討会で検討していた除去土壌の埋立処分基準が令和7年度当初に決定される予定。

1 除去土壌等の現場保管の状況と管理の実態に関する現地調査の実施

環境省の依頼により除去土壌を保管している各市で令和6年7月末まで実施。内容は

- ① 保管・管理の状況（囲いの有無、立入制限の有無、表示の有無、定期点検の頻度等）
- ② 保管場所の写真撮影
- ③ 保管場所の空間線量の測定
- ④ 施設管理者等への説明の実施

<我孫子市での実施状況>

施設区分	施設数	埋設地点数	空間線量（最高地点）
小・中学校	19	25	0.07 μ Sv
保育園・幼稚園	13	13	0.07 μ Sv
公園	108	143	0.09 μ Sv
その他の施設	5	5	0.11 μ Sv
県有施設	5	5	0.09 μ Sv
合計	150	191	—

2 除去土壌の埋立処分基準(案)について

(1) スケジュール

1月17日～2月15日 放射性物質汚染対処特措法施行規則改正案のパブリックコメント

2月21日 除染ガイドライン、補助金要綱改正の市町村への説明会
その後、放射性物質汚染対処特措法施行規則の改正、除染ガイドラインの改正を予定。

(2) 除去土壌の埋立処分基準（案）のポイント

- ① 地下水汚染の防止（溶出試験で放射性セシウムが出なければ、遮水シートなしでそのまま埋設できることになる。）

- ② 工事中の飛散・流失の防止。
- ③ 工事中の生活環境の保全（騒音・振動・悪臭など）。
- ④ 周辺の柵の設置、埋立処分地であることの表示。
- ⑤ 開口部の閉鎖（30cm以上の覆土）。
- ⑥ 空間線量の測定（工事終了後は年に1回）
- ⑦ 記録・文書図面の保管

(3) 当面の対応について

- ・ 近隣市でも、当市同様に除染時に地下に除去土壌を埋設し保管している。
近隣市での対応状況を踏まえ方針を決めていく必要がある。
- ・ 200カ所近くある埋設地点を集約化することは、処分先の確保や工事に係る経費など困難であり現実的でない。
- ・ 民有地での保管（保育園・幼稚園など10地点）場所について、土地利用の
改変時に適切な対応が求められる。

※ その後、放射性物質汚染対処特措法施行規則、除染ガイドラインは3月28日に公布、4月1日から施行されている。

以上

令和7年度の放射能対策事業について

平成26年1月に公共施設・民有地の除染が完了し11年が経過しました。その間に原子力発電所事故に伴う市民の不安も沈静化しており、それは相談や要望、放射線量測定器の貸出、持込みの食品・飲用水の放射性物質検査などの件数の減少に表れています。また、手賀沼底質の放射性物質濃度に低減がみられ、令和5年3月には手賀沼流域のウナギ、6年10月には全魚種の出荷制限が解除されました。

このような状況をうけ令和3年度以降大幅な事業の終了や見直し・縮小を図ってきました。そのため現在行われている放射能対策事業は、将来的な汚染状況重点調査地域指定解除までの継続的な調査、県や関係機関からの要請に基づく事業、経費的な負担が僅かな検査やサービスとなっています。

一方、平成27年度以降環境省で検討してきた除染土壌の処分基準が令和7年度中に策定される予定ですが、百カ所以上ある地下埋設地点での「保管」について、集約しての「処分」は現実的でなく、対応を検討する必要があります。

以上のような状況を踏まえ令和7年度の放射能対策を次のように進めていきます。

(1) 令和7年度の放射能対策は、引き続き前年度の事業を実施するものの、状況に応じ事業の縮小を図っていきます。

・空間線量の測定の内「子どもが多く利用する施設等の定期的な放射線量測定」を令和6年度で終了。

(2) 除染を実施した施設で埋設保管している除去土壌の処分については同様な状況にある近隣市の状況を踏まえ対応を検討していきます。

以上

我孫子市木造住宅耐震改修等助成金交付等実施要綱の一部を改正する
告示

我孫子市木造住宅耐震改修等助成金交付等実施要綱（平成21年告示第59号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 耐震診断に要する経費の 助成（第3条— 第12条 ） 第3章 耐震改修工事に要する経 費の助成（ 第13条—第20条 の2 ） 第4章から第7章まで 略 附則 （診断助成対象住宅等） 第3条 診断助成金は、次の各号のい ずれにも該当する木造住宅（以下 「診断助成対象住宅」という。）に 対し木造住宅耐震診断士が行う耐 震診断に要した費用について、交付 する。 （1）及び（2） 略 （3） 昭和56年5月31日以前の旧耐 震基準（建築基準法施行令の一部 を改正する政令（昭和55年政令第1 96号）による改正前の耐震基準を いう。以下同じ。）に基づいて建	目次 第1章 略 第2章 耐震診断に要する経費の 助成（第3条— 第11条 ） 第3章 耐震改修工事に要する経 費の助成（ 第12条—第20条 ） 第4章から第7章まで 略 附則 （診断助成対象住宅等） 第3条 診断助成金は、次の各号のい ずれにも該当する木造住宅（以下 「診断助成対象住宅」という。）に 対し木造住宅耐震診断士が行う耐 震診断に要した費用について、交付 する。 （1）及び（2） 略 （3） 昭和56年5月31日以前の旧耐 震基準（建築基準法施行令の一部 を改正する政令（昭和55年政令第1 96号）による改正前の耐震基準を いう。以下同じ。）に基づいて建

築されたものであって、かつ、昭和56年6月1日以降に増築又は改築をされていない建築物であること。

(4)及び(5) 略

(診断助成対象経費及び助成額)

第5条 診断助成金の対象となる経費（以下「診断助成対象経費」という。）は、耐震診断に要する費用のうち木造住宅耐震診断士に支払うべき額とする。

2 略

(診断助成金の代理受領)

第12条 診断助成事業者は、診断助成金の請求及び受領を当該診断助成金に係る耐震診断を行った木造住宅耐震診断士に委任することができる。

2 前項の規定による委任を行った場合における第9条第1項の規定の適用については、同項第2号中「及び領収書の写し」とあるのは、「、木造住宅耐震診断士に請求及び受領を委任した診断助成金の額が記載された委任状の写し並びに当該契約書に記載された契約の額から当該請求及び受領を委任した額を減じて得た額に係る領収書の写し」とする。

築されたものであって、かつ、昭和56年6月1日以降に増改築されていない建築物であること。

(4)及び(5) 略

(診断助成対象経費及び助成額)

第5条 診断助成金の対象となる経費（以下「診断助成対象経費」という。）は、耐震診断に要する費用のうち木造住宅耐震診断士に支払った額とする。

2 略

3 第1項の規定により委任を受けた木造住宅耐震診断士が前条の規定による請求をするときは、我孫子市木造住宅耐震診断助成金交付請求書に、前項の委任状を添付しなければならない。

(改修助成対象住宅等)

第13条 略

(改修助成対象経費及び助成額)

第14条 改修助成金の対象となる経費(以下「改修助成対象経費」という。)は、耐震改修工事に要する経費のうち設計監理者及び施工事業者(以下「耐震改修事業者」という。)に支払うべき額とする。

2 改修助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 改修助成対象経費の 5分の4 の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。

(2) 略

3 略

(改修助成金の代理受領)

第20条の2 改修助成事業者は、改修助成金の請求及び受領を当該改修助成金に係る耐震改修工事を行っ

(改修助成対象住宅等)

第12条 略

第13条 削除

(改修助成対象経費及び助成額)

第14条 改修助成金の対象となる経費(以下「改修助成対象経費」という。)は、耐震改修工事に要する経費のうち設計監理者及び施工事業者(次条第1項において「耐震改修事業者」という。)に支払った額とする。

2 改修助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 改修助成対象経費の 2分の1 の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(2) 略

3 略

た耐震改修事業者に委任することが
できる。

2 前項の規定により耐震改修事
業者（設計監理者に限る。）に委任を
行った場合における第18条第1項
の規定の適用については、同項第3
号中「並びに領収書の写し」とある
のは、「、設計監理者に請求及び受
領を委任した改修助成金の額が記
載された委任状の写し並びに当該
契約書に記載された契約の額から
当該請求及び受領を委任した額を
減じて得た額に係る領収書の写し」
とする。

3 第1項の規定により耐震改修事
業者（施工業者に限る。）に委任
を行った場合における第18条第1
項の規定の適用については、同項第
4号中「及び領収書の写し」とある
のは、「、施工業者に請求及び受
領を委任した改修助成金の額が記
載された委任状の写し並びに当該
契約書に記載された契約の額から
当該請求及び受領を委任した額を
減じて得た額に係る領収書の写し」
とする。

4 第1項の規定により委任を受け
た耐震改修事業者が前条の規定に
よる請求をするときは、我孫子市木

造住宅耐震改修工事助成金交付請求書に、第2項又は前項の委任状を添付しなければならない。

様式第5号中「写し」を「写し※」に、

「

備考

」を

「

備考

※ 診断助成金の請求及び受領を木造住宅耐震診断士に委任する場合は、請求及び受領を委任する額が記載された委任状の写し並びに契約額から当該請求及び受領を委任する額を差し引いた額の領収書の写し

」に

改める。

様式第7号中「第11条関係」を「第11条・第12条関係」に、

「請求者

「請求者※

住所

住所

氏名

氏名

電話

電話

※ 委任を受けた木造住宅耐震診断士が請求するときは、勤務先の所在地、氏名及び電話番号を記入

」を

」に、

「添付書類 我孫子市木造住宅耐震改修工事助成金確定通知書の写し」を

様式第 12 号（第 18 条関係）

（表）

我孫子市木造住宅耐震改修工事助成事業実績報告書

年 月 日

我孫子市長 あて

報告者

住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け我孫子市指令（ ）第 号で決定のあった

我孫子市木造住宅耐震改修工事助成事業については、事業が完了したので、次のとおり報告します。

木造住宅耐震 改修工事	着工年月日 完了年月日	年 月 日 年 月 日
助成金交付決定額		
助成対象経費		
施工事業者	登録番号 事業者名	
添付書類	1 施工前及び施工後の写真 2 使用した材料の仕様等 3 設計・監理に係る契約書及び領収書の写し※1 4 耐震改修工事に係る契約書及び領収書の写し※2 5 耐震改修工事の工事内訳書（耐震改修工事とリフォーム工事は区分すること。） 6 その他市長が必要があると認める書類	
備 考		

※1 改修助成金の請求及び受領を設計監理者に委任する場合は、請求及び受領を委任する額が記載された委任状の写し並びに設計・監理に係る契約額から当該請求及び受領を委任する額を差し引いた額の領収書の写し

※2 改修助成金の請求及び受領を施工業者に委任する場合は、請求及び受領を委任する額が記載された委任状の写し並びに耐震改修工事に係る契約額から当該請求及び受領を委任する額を差し引いた額の領収書の写し

(裏)

【耐震性能の確認】

本件の耐震改修工事助成事業は、耐震改修工事の設計図書に基づき工事が施工されており、耐震補強後の耐震評点（1.0 以上）を有することを証します。

資格：耐震診断士登録番号 第 _____ 号

（一級 二級 木造）建築士 登録番号 第 _____ 号

建築士事務所名： _____

（ _____ ）知事登録 第 _____ 号

工事監理者 氏 名 _____ ⑩

様式第14号中「第20条関係」を「第20条・第20条の2関係」に、

「請求者」 「請求者※

住 所 住 所

氏 名 氏 名

電 話 電 話

※ 委任を受けた設計監理者が請求するときは、勤務先の所在地、氏名及び電話番号を、委任を受けた施工事業者が請求するときは、所在地、事業者名、代表者氏名及び電話番号を記入

」を」に、

「添付書類 我孫子市木造住宅耐震改修工事助成金確定通知書の写し」を

「添付書類

- 1 我孫子市木造住宅耐震改修工事助成金確定通知書の写し
- 2 改修助成金の請求及び受領を設計監理者又は施工業者に委任する場合は委任状

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の我孫子市木造住宅耐震改修等助成金交付等実施要綱の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。